

日医発第 325 号（保険）

令和 4 年 5 月 6 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 中 川 俊 男

（公 印 省 略）

リフィル処方に関する誤った報道について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

リフィル処方について、事実と異なる誤った情報が流れておりますので、改めてご連絡させていただきます。

一部、中央社会保険医療協議会（中医協）で、リフィル処方の導入を阻止してきたという報道がありましたが、前回改定まで、中医協では分割調剤についての議論を行っており、リフィル処方を論点としてはおりません。

また、令和 4 年度の診療報酬改定で導入されたリフィル処方について、日本医師会が診療報酬改定率と何らかの取引をしたかのような憶測に基づく情報もありますが、そのような事実も全くありません。

リフィル処方は、厚生労働大臣および財務大臣の高度な政治判断によって導入されました。両大臣合意の文書で、「医師の処方により」、「医師及び薬剤師の適切な連携の下」で行うものであることが明記されたとおり、リフィル処方は、かかりつけ医と患者さん、さらには適切な連携を図ることができる薬局薬剤師との信頼関係の下でのみ行われます。

日本医師会は、リフィル処方は、かかりつけ医の先生が、患者さんの病状を個別に、かつ総合的に考慮した上で慎重に判断した上で慎重に対応されるものと考えます。またそのために、日本医師会は、国民および患者さんに対する正確な情報の提供をはじめ、かかりつけ医の先生方に対し最大限の支援を行なうよう努めます。

中医協答申の附帯意見にも、リフィル処方箋の導入に係る取組について、今回改定による影響の調査・検証を行うことが明記されておりますが、日本医師会としても、中医協の検証調査に委ねるだけでなく、しっかりと現場の先生方の声をうかがって、患者さんの安心・安全を守っていく所存です。何かありましたら、すぐさまお知らせいただき、ご指導いただきますようお願い申し上げます。